

第四十回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第二十六号

昭和三十七年四月二十五日(水曜日)
午後二時十七分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事福田 篤泰君 理事松本 俊一君

理事岡田 春夫君

愛知 揆一君 池田 清志君

宇都宮徳馬君 宇野 宗佑君

齋藤 邦吉君 椎熊 三郎君

正示啓次郎君 田澤 吉郎君

高橋 等君 竹山祐太郎君

床次 徳二君 稻村 隆一君

黒田 壽男君 田中總之進君

帆足 計君 細迫 兼光君

玉置 一徳君

出席國務大臣

外務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

總理府事務官 島村 武久君

官官局長

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長)

外務事務官 甲斐文比古君

(經濟局局長)

外務事務官 中川 猷君

(条約局長)

委員外の出席者

總理府事務官 羽柴 忠雄君

(經濟企画庁調

整局參事官)

外務事務官 斎木千九郎君

(經濟局局長)

力部技術協力第

一課長)

通商産業事務官 井上 猛君

(通商局局長)

専門員 豊田 薫君

四月二十四日

委員田澤吉郎君辞任につき、その補

欠として富田健治君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員富田健治君辞任につき、その補

欠として田澤吉郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、田中總之進君及び井

堀繁男君辞任につき、その補欠とし

て高橋等君、勝田清一君及び玉置

一徳君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

本日の会議に付した案件

海外技術協力事業団法案(内閣提出
第九二号)

○森下委員長 これより会議を開きま

す。

この際お諮りいたします。

昨二十四日の外務委員打合せにおき

まして、沖縄に関する問題について、

琉球立法院議長長嶺秋夫君、琉球立

法院議員の大濱浩君、同じく平良幸

市君の三君より意見を聴取し、質問を

行なつたのでありますが、その内容の

詳細は記録してございますので、本日

の会議録に参照としてその記録を掲載

することにいたしましたと思ひますが、

これに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認め、さ

ように取り計らうことにいたします。

○森下委員長 海外技術協力事業団法

案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを

許します。田中總之進君。

○田中(總)委員 前回に引き続いて海

外技術協力事業団法について質問を申

上げたのであります。私も、こ

の法案に関係をいたしました。前回も

質問申し上げましたように、全面軍

縮、特に核実験の禁止についても、こ

れをむしろ推進することを前提とし

て、そういうような体制ができた場合

の世界の安全と平和を確保するために

日本の科学技術によるところの国際奉

仕というものを考えたかどうか、こう

いう立場でこの法案の審議に当たつて

おることは前回も申し上げた通りであ

りますが、そのことに関連をいたしま

して、まだ私も確認をいたしておらな

いのであります。その前提になる核

実験の問題につきまして、御承知のよ

うに、アメリカの実験再開が今月末に

迫つておるわけでありまして、このこ

とについて、午前中午前中入りました外

電関係から見ますと、一応ソ連側か

ら、中立国からの核実験停止に関する

提案がなされそれを討議する間アメリ

カの実験再開は待たれたらどうか、こ

ういふ提案がなされ、アメリカ、イギ

リスといったしましても中立国の提案に

ついての討議に入ることには賛成され

ましたけれども、アメリカは、特にそ

れだからといってソ連側から提案した

ところのこの中立国の提案を討議して

いる間アメリカの実験再開を中止する

ということには応じかねる、義務的

に応ずるわけには参らないという回答

をなされておることは外務大臣御承知

の通りであります。本日午前中の外

電筋からの連絡によりますと、いよ

指令が出た、こういうことが、私も

まだ確認をいたしておらないのであ

りますが、耳に入つておるのでありま

す。そういうことになりました。今度

の実験区域がクリスマス島周辺に拡大

をされておりますので、日本の漁業そ

の他航空、海運等すべてに重大な影響

を持つので、国民としても、もしアメ

リカがソ連側の提案を受け入れず、こ

の際中立国の核実験禁止に関する提案

を討議する間も実験の再開を強行する

ということになりますと、きわめて

事態が重大になるのではないかと、こ

うに心配をいたしますので、この

点について外務大臣がアメリカ方面か

らどのような連絡を受けておるか、こ

の点をまず最初にたまたしたいと思ひ

であります。

○小坂國務大臣 核実験の問題につき

ましては、私も何とかこういふこと

をやめてもらいたいと思つて努力をし

ておりますことは先般来申し上げまし

たし、私もその憂いについては田中さ

んと同じ憂いを持つておることも申し

上げた次第でございますが、どうも、

有効な国際管理を伴う査察という問題

につきまして、ソ連側との話し合いが

うまく参りません。中立国の提案もこ

ざいましたのであります。が、やはり

り、アメリカとしては、この際ソ連の

昨年末からの実験に対して実験をせざ

るを得ない、こういうことを考えてお

るようでございまして、われわれとし

ても、何とかこれをやめてもらつて、

こういう核実験の停止を査察するとい

う査察の機構あるいは査察の方法等に

ついてもう少し話し合いができるので

はないか、また、そういうことに努力

せねばならぬのではないかと、こうい

う趣旨でいろいろアメリカ側にも話をし

ておたのであります。が、今晩日本

時間の六時にケネディ大統領は核実験

をするという声明を出したということ

でございます。このことについては、

非常に早く知らせがございまして、

われわれ、あくまでこれを遺憾と思ひ

まして、これを再考するように抗議を

いたして、官房長官の談話も出したよ

うな次第でございますが、事態まこと

に遺憾なことだと考えておる次第でこ

ざいます。こういうことは、またさら

に悪循環を呼んでいくという意味にお

いて、非常に困つたことだと言わざる

を得ないと思つております。

○田中(總)委員 私どもが憂えており

ました最悪の事態に突入したやうな感

がいたすのでございます。きわめて遺

憾なことだと思ひますが、中立国の提

案がなされたのに対して、ソ連側

がその中立国の提案を討議する間アメ

リカの実験再開の中止という条件をつけたところにも問題があるかと思ふのでありますけれども、アメリカ側といたしましては、中立国の提案をソ連側と同じように討議しようということを受け入れられたときに、私も、アメリカの実験再開については義務的にその討議の中止するということは受けられない、こういう意味の回答であつたと思ふので、その点から、義務的ではないとしても、今外務大臣も述べになつたように、何らか中立国の提案を中心の有効な国際警察についての方法が見出されるならば、ここでやはり実験中止の協定へ向いての一つの糸口が開かれるわけでございますから、私は、その意味で、ソ連が提案したような形の、義務的ではないにしても、アメリカ側がやはり、今外務大臣が回答になつたような悪循環をアメリカの手で食ひとめる、こういう立場で自発的に討議の期間は少なくとも中止せられるのではないかと、日本政府からのたび重なる抗議というのもアメリカが耳を傾けられるのではないかと、この期待を実は持つておつたわけでございますが、ただいま外務大臣の御答弁によりまして、今晩六時にケネディ大統領が指令を出したという通報も日本政府に参つたということでございますが、そのことについては、それは通報と同時に再開をしておるものなのか、あるいは再開までに相当時間的な余裕があるものなのか、その点についての外務大臣の御答弁を伺いたいと思ひます。

ち、今度のアメリカが実験を再開しようとする地域が世界各國のうちで日本が一番關係の深い海域でありますだけに、日本側からは、少なくともこの中立国の提案を討議するその間における打開を期待する意味においてございませうけれども、重ねてアメリカ側の中止を求められるような日本政府としてのさらに強力な手を打たれることが必要ではないかと考えるのであります。この点についての外務大臣の御所信を伺いたいと思ひます。

○小坂国務大臣 今晩四時少し過ぎにそうした通報を私も受けたわけでございしますが、通報によりまして、けさ六時にケネディ大統領が声明を出しまして、一連の核実験をいたす、こういうことでございします。おそろく、二十五日といふことから明日になります。が、さういふことにならうといふふうな話でございします。われわれとしては、実は、先ほど申し上げたように、できるだけこれを再考してあらうように申し出ておつたのであります。さらに重ねてわれわれとしては再考せられたいといふことを申し上げておるわけでございします。以上のようなことになっております。

○田中(織)委員 過般私どもの河上委員長が遊説先で、この問題はきわめて重大でありますので、先般実験禁止についての国会の議決が衆参同時に行なわれたわけでありまして、それに引き続いて、軍縮會議の成功を願ふ意味からも、特にこの問題を含めた国会での新たな意思表示といふことを特に与党の方にも働きかけたいという提案をいたし、さらには、もしそういう事態になりますならば、これは政府側と

もよく話し合ひまして、日本の国民があげてアメリカのこの再開を阻止したい、中止してもらいたいという熱願を込めてゐる意味において、全国一斉に、たゞと動いておる汽車でもあるいは自動車でも一分間停車をして、あるいは全国の寺院、仏閣等において一斉に鐘を鳴らす、こういうことによつて日本国民一億の同胞があつてこの問題についての一致した願ひを持つてゐるということを表明することを御相談申し上げたいといふことで申し上げておつたのであります。が、それもできないままに、いよいよ、厳密に申し上げれば明日、しかもあらゆる実験を含めての実験再開といふことになることは、全く、何と申していいか、きわめて残念なことだし、あるいはまた、こういうことに對する日本国民のみならず世界の世論にアメリカが背を向けた行爲ではないかと私は思ふ。従ひまして、重ねてさういふことについての申し入れはするといふ意味の外務大臣の御答弁でありますけれども、この点は、外務大臣という立場ではなくて、緊急にきよは午後にも閣議を開いていただいて、日本政府からの重ねての要請として、何としてもこれを食ひとめていただくように格段の努力をしていただきたいと思ふのであります。が、お約束をいただけますかどうか。

○小坂国務大臣 日本政府といたしましては極力この実験再開に至らざるよう従来も努力したつもりでございしますが、結論的にはさういふ事態になつたことを非常に遺憾に思つておるわけでございます。今後とも努力いたしたいと思つております。閣議その他の方法につきましては、これは日本政府

外務省といふことで抗議いたします。合は同じことであらうと考えておる次第でございます。開かなくても、このまま抗議いたします。その外国に對する効力は同じでございます。

○田中(織)委員 その点については重ねて御答弁を求めませんけれども、最後の瞬間に至るまで日本政府としてアメリカのその意図を中止せしめるため、あらゆる努力を払うという意味において、もちろん、閣議を開かなくても外務省から外務大臣の名において先方へ申し入れれば同じことだといふことであります。が、たまたま本日午後開かれた外務委員会でも私も申し上げて、外務大臣に御賛成をいただいております。でございますので、国民にもその点についてやはり政府が現在の時限においてもまだ望みを捨てないで努力をしてゐるということをわかつていただく意味において、私が申し上げたように、きよは午後適當な時期にあらためて閣議を開いていただいて、その閣議の新たな決定をもつて申し入れていただくように、この点は希望を申し述べておきます。

そこで、本論の海外技術協力事業団法についてなお若干の質疑をいたしたいと思ふのであります。まず、外務省關係で三十七年度予算でこの海外技術協力事業団に委託事業として行なうせようとしておる事業予算は全体で幾らになりますか、この点を伺いたいと思ひます。

○甲斐政府委員 事業委託費といたしまして、十億四千三百五十八千円でございします。

としては五億八千五百七十七万計上され、そのほかに海外技術センター事業委託費といふのが三億四千五百五十一万円、さういふふうになつてゐるので、今甲斐部長からお述べになつたのと數字が若干食い違ひようになつてゐる。が、その点はいかがでしようか。それは海外技術協力事業団の出資の二億円も含めての意味ですか。私の申し上げてゐるのは委託事業として事業費としての部分が幾らかといふことで

○甲斐政府委員 事業委託費は、コンボ計画等技術協力実施委託事業費五億六千二百五十七万円、それから、海外技術センター事業委託費といたしまして三億四千五百五十一万八千円、そのほかに、國際協力事業費といたしまして一億三千四百九十七万円といふのがございします。これを總計いたしまして十億四千三百五十八千円になるわけでありまして。

○田中(織)委員 そういたしますと、後進國經濟技術援助擴大計画及び國連の特別基金の拠出金といふものを含めた七億三千六百五十七万のうち事業団に直接渡される部分も含まれてゐるという意味だらうと思ふのですが、この後進國經濟技術援助擴大計画及びこの計画の關係から事業団に渡される事業費予算といふものはどのくらいあるのですか。

○甲斐政府委員 國連に渡しますのは、これは拠出金、分担金でございまして、事業団の事業費はこれとまた別にプラス今申し上げたものになるわけでございます。

○田中(織)委員 この間も同じ外務省の資料で調査月報からとつた數字と申

同時に、もし時間的な余裕があるものといふことになりますれば、私は、特にアメリカとの深い關係を持

斐部長が申されている数字と若干の食い違いがあったのですが、私が現在持っておる資料と数字が若干の食い違いがあるわけなんです……。

○甲斐政府委員 調査月報の資料は去年のものでございまして、今御指摘の御質問の点は今年度の予算でございまして、数字が違っております。

○田中(織)委員 私が先ほど申し上げたのはちょっと言葉が足りないものであります。三十七年度までの関係のたとえば二十五億何がしという数字の押え方の問題でも、甲斐部長が前回の委員会です述べられた数字と食い違いがございまして、それから、これは予算書から私がとって参つた数字でありますけれども、外務省所管の技術協力実施委託費というのには五億八千五百七十七万、それから、海外技術センターの事業費というのには三億四千五百五十一万で、それを合算しても十億にはならないのです。その点から見て、私が数字をとり進んでいるのか、甲斐部長が言われている数字がどこから出たのかかわらない、こういう意味です。

それから、あわせて伺いますが、この点はどのなんですか。海外技術センター事業費の関係で、通産省関係にありまして五千六百六十万円というものは、事業団とは関係なく、通産省自体で支出せられる予算なんですか。その点、これも実施上、事業団の所管争いの問題もあつたようでありまして、けれども、ちよつと私どもには理解できないのであります。いかがでしょう。

○甲斐政府委員 通産省についてあります予算は、ただいま申し上げました事業団の予算とは別のものでござい

○田中(織)委員 そういたしますと、外務省関係のもの、今私が読み上げた関係で、技術協力実施委託費と海外技術センター事業費、それからこの事業団への出資、それから国連関係の後進国経済技術援助拡大計画と国連への拠出金でありますけれども、通産省関係は、今私が申し上げた海外技術センター事業費の五千六百六十万円と、技術者海外進出促進事業費というのが三千四百三十六万円、それから海外技術者受入研修事業費一億六千四百一十一万円ですか、こういうのが出ているのであります。これらはいずれも事業団とは関係なく通産省関係で支出せられるのであります。何のたにこういう技術援助の関係をばらばらにしていくのですか。事業団一本のものにして政府がこういう法律を出された趣旨から見て、第一予算の組み方自体が私はおかしいじゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○甲斐政府委員 まず、外務省関係の予算はただいま御指摘の通りでございまして、ただ、落ちておりますのが、メコン川の開発事業調査委託費、それから国際技術調査委託費、投資前調査委託費、これは総計いたしまして先ほど申し上げました一億三千四百九十七万円というものがそれに加わるわけでございます。

それから、ただいま御指摘の通産省の予算でございまして、これは民間の事業に対する補助金でございまして、われわれがいわゆる民間ベースのものと称して、今回統合の対象からはずしたものでございまして、

○田中(織)委員 外務省関係の分はわかりませんが、通産省関係で、こ

に海外技術者受入研修事業費というのは一億六千四百一十一万円というわけが多額なものなんです。これは当然事業団でやるべき仕事なので、通産省の関係で予算がついておつたとしても、これはやらなければならぬものですが、民間でやる技術者の受入研修関係のものを、通産省は通産省で別に施設などを持つてやられるという意味の経費なんです。その点はどうも理解できないのですが。

○甲斐政府委員 通産省の関係は、大体五〇%ないし七五%の補助金を、民間でやつておられる事業に対して出しておられます。民間でせつからくまくやつておられるものですから、これを全部政府に統合する必要もないだろうということ、今回統合の範囲から除外いたしました。

○田中(織)委員 それはメコン川の関係であるとかその他の外務省所管の関係で説明は了解できますが、これは、過般の委員会が私が申し上げたように二国間の協定、政府間ベースの技術協力あるいは援助の問題でありますけれども、御承知のように、やはり、そういう二国間の協定であっても、繁雑であるという点もあつたが、国会の承認を得ていないのです。従つて、予算がついたからという形で支出するといふことは、財政法上私は問題があると思つたのです。最近でも池田内閣の各省の関係で、予算書に載つていればという形で、支出のための法律的な処置をとるということがなされなければならぬ。特に私どもが問題にしなければならぬ点になる。通産省の関係者もお見えかもしれませんけれども、通産省関係の海外技術者受入研修事業費という名目

で、これは補助金ということはお出ておりません。一億六千四百一十一万円を言つてみれば補助金として民間にやるといふことになりまして、地方行政団体や何かに対する関係等においては、これは一々自治省の関係では法律が出ています。通産省の関係は法律が出ていないから、民間への多額の補助金を出されるというところについて、予算書に出てくるからという形で、法律的な処置を講じないといふことは、私は財政法違反だと思つたのです。そういうことになると、ひいては、二国間協定の問題でも、この間私が取り上げましたように、日米合同第三国計画というよりなものは、これは人のふんどしで相撲をとるのだと甲斐部長はお答えになつたわけなんですけれども、対象国が、二国間ベースでやる東南アジアの諸国がほとんど対象になつておるのです。

それとなくして、ガリオア・エロアの返済金等を東南アジアに振り向けるというよりなことが交換文書で条件としてついているのだというのですけれども、この日米合同第三国計画というよりなものは、なおさらなるきり日本政府がアメリカの手先となつてやつておるというよりな印象を受けるので、めんどくさいでしようけれども、二国間のこういうことについて、国民の税金の支出を伴うのだといふことになれば、国会へ一々出してやらなければならぬといふことにも私はななと思つたのです。その点はこの間宿題の意味で私出したのですけれども、何か総合的な基本法のようなものを作つていくとか、そういう形で手数の繁雑を避ける方法は考えられないことではないのかと思つたのであります。

問題が出てくると思うのですが、この点についてはどうお考えなんですか。

○井上説明員 先ほどちよつと問題になりました技術者受入研修事業費についてちよつと御説明申し上げますが、本件の予算は一億六千四百一十一万円でございますが、内訳をこまかく申し上げますと、実は、民間に参つております補助金が一億五千七百万ばかりございまして、国立研究所にいろいろ政府関係の話し合いによりまして低開発国から研修者を受け入れるための費用が六百六十万人に上つておるわけでございます。従つて、民間に対する補助金としては一億五千七百万ばかりの補助金になるわけでございますが、これは、民間の企業がいろいろ海外投資あるいはその他の貿易関係で相手のいろいろな企業との関係において民間同士の話合いで向こうの研修者を受け入れて研究をやる、こういうことで、具体的に申し上げますと、海外技術者研修協会というものを民間の方で作つて、そこで研修をやつておるわけでございます。それに対する補助金として今大体七五%の補助金を出しておるわけでございます。そういう費用が一億五千七百万載つております。

法律の関係でございまして、これは、個々の具体的な事業について一々単独法を作るかどうかというよりな問題がございまして、こういう補助金については、一般的な法律として、例の補助金の適正化に関する法律というよりなものがございまして、それに基づいて当然われわれの方は補助金を支出しておるわけでございます。

○田中(織)委員 実はその点は非常に問題があるのです。僕は社会労働委員

会でも一つ取り上げたのですけれども、皇太子の御成婚記念の寄付金が千七百万集まった。それを種に、三十五年度に七千万円、これは一億円という形で、やはり厚生省関係ですけれども、金を出して、神奈川県と東京都の境に、子供の国という中央児童遊園施設です、そういうものを作る。

〔委員長退席、福田(篤)委員長代理着席〕

こういうようなものも、問題は、皇太子の御成婚記念としてわずか千七百万円の寄付金を種に一億という金を出し、全体で完成するまでに二十億ばかり金が必要、そういうようなものについて、やはり、予算書に出ているからという形で、全然法律の裏づけがない。私はその点は問題だということを目指したのですけれども、井上部長は通産省関係の補助金は補助金等適正化に関する法律のつとてやるということに逃げられたわけですから、これは、財政法の厳密なる解釈の上から見たら、そういう便宜のこととは私は許されたいと思う。最近これは外務省の関係だけではなくて各省全般にわたることですから、一つ警告を發しておきます。私もとしては、後ほど私のように改められるかどうかというのを伺いますけれども、もしそれがいれられなければ、これは反対の一つの大きな理由になりますから、その点を申し上げておきます。

その予算の関係から見れば、これも若干は海外技術の関係になるのでありますが、総理府の関係で青年関係の対策費という形で、政府がやる技術援助というのか、そういう関係の費目が総理府の関係に金額はわずかですけれども

三項目分ぐらいにわたって出ている。農林省関係もあります。

私は、やはり、政府間ベースのもので、これは事業団の関係は国際的な取りきめあるいは協定というふうなものに基づいてやるものというふうな限定している点はわかりますけれども、将来の問題になるかもしれないけれども、そういう分け方はあまりにも実情に沿わないので、事業団の所管でも、外務省と通産省とに所管の問題が出てきて、そのつど関係大臣に相談するということでも話が落ちついたようでありますけれども、これは、わずか二億円のばかりのアジア協会を引き直したような事業団ではなくして、アメリカでも今度ICAだとかその他すべての関係、平和部隊の関係を別にして、この海外技術援助の機関を統合されるのです。そういう点から見て、日本も勢い、そういうことを考えなければいけないのではないかと思うのですけれども、アメリカは、現在のICA、それから開発借款基金ですか、DLF、平和のための食糧計画、ワシントン輸出銀行の現地通貨業務、これを引き継ぐために通産省内に国際開発局というものを作って、これは、大統領、國務長官に直屬し、國務省次官の地位を開発局長官に与え、しかも、この開発局は、長官官房、アジア、近東、南アジア、ラ米、アフリカ、ヨーロッパの四つの地域局、三つの計画部局及び四つの管理部局からなるという非常に広大な計画を立てられておられます、いただいた資料によりますと、イギリスの関係におきまして、昨年の七月二十四日に技術協力省が設置されて、従来英国の外務省、英連邦関係省、植民地省に

分掌していたものを一つにまとめられる。それから、西独の関係、カナダの関係等、それぞれこのいただいた資料で拝見をいたしたのであります。私は、そういう意味で、今度のよう中途半端な形でなしに、もっと總理大臣に直屬するような部門としてこれを確立すべきではないか、こういう実は考えを持っています。私どもの和榮政策という考えから言え、いわゆる国際和榮協力庁というか、そういうような強力なものをやはり作るべきだ、という考えを私どもの党でも立てておるわけですが、予算の関係、あるいはその費用の使い方というふうなものを検討して参りますと、政府案で考へておるものについて、早晩そういうものへ向いて発展せしめなければならぬという感じを深くいたすのであります。この点についての外務大臣の御所見を伺いたい。

○小坂國務大臣 海外に対する技術經濟協力が非常に重要になっておりますこの段階におきまして、われわれといふものは、何かばらばらに行なわれておるものをつぎ集めて、より能率的にしたい、こう考へておるわけでございますが、この事業団を作りますについては、いろいろと現実に行なわれております実態とのにらみ合わせにおきまして、とりあえず、この法案において御審議願っておりますように、現在、アジア協会をカラ米協会あるいは国建協、メコン調査会というふうな政府ベースのものを取りまとめまして、まずこれを出発してみよう、こういうことになりましたわけでございます。外務省というものは外国に対する窓口であるわけでございます

が、通産省のように国内の經濟の実態を指導し監督しておられます省において現実に行なわれておりますいろいろな問題点が多々あるわけでございます。それから、それらとの間に調整を行ないまして、この段階においてはこういう案を持つておるわけでございます。将来、これをやってみておられますうちに、いろいろ発展的に改良される部面も出てくる、かように考へておりますが、現在の時点においてはこれで出発したい、と、このように考へておるわけでございます。

○田中(總)委員 せっかく私が要求しました資料で、皆さんにもお配りをしておるのであります。先ほど申し上げたように、英、米、西独、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、それぞれこれらの先輩国が持つべきな政府機構として持つておる見本を資料としていただいているのですから、日本人の役所のセクショナリズムを一つ克服して、外務大臣あたりは次の年度くらいにはそういうものへ前進的体制をとるようにならなければなりません。

それから、法案に直接関連をして、三〇何いをしていのですが、事業団法の二十条の三で、事業団の附帯する業務をあげられておるのですが、附帯する業務ということになると、かなり幅広いものが出てくると思うのですけれども、具体的に附帯業務としてはどんなことを考へられておるのか。

○甲斐政府委員 直ちにやらなければならぬ附帯業務というものは、派遣専門家の語学研修あるいは現地事情についていろいろ研修を加えるというふうなことでございます。

○田中(總)委員 語学研修の問題はき

わめて私必要なことだと思ひますけれども、そういう点をひくくするめて、委託業務イ、ロ、ハ、ニと四項目あげておられるわけなんです。そこで、そういう点を含めて、事業団に、協力要員を教育し育成する仕事を委託業務として追加したらどうか、むしろ追加すべきではないか。この点は後ほど科学技術庁の関係者がおられますれば科学技術庁等の関係が出てくるのでお伺いしたいことなんですけれども、やはり、協力要員の確保という見地から見れば、委託業務の点で協力要員の教育と養成というふうな仕事も事業団にやらせる。別個に科学技術庁あたりで私が先ほど申し上げましたような構想の一端としてやられるということであれば、おのずから別問題ですけれども、差し迫った問題としてもこういうことが必要になるのではないかと。実は、もし修正をできるものならということ、修正案項の中に一つ私も考へていた事項なんです、この点のお考えはいかがですか。

○甲斐政府委員 ただいま御指摘の、派遣委員の確保という問題は、この事業団の行ないます、この事業団を作りました一つの重要な目的になっておりまして、これは実は一項のロ、「アジア等の地域に人員を派遣して技術協力を行なうこと」、つまり専門家を派遣して技術協力を行なうことという中に、技術要員、専門家の確保という業務も含めて解釈をいたしております。語学研修は先ほど申し上げましたような三つの附帯業務と解しておるわけでありませう。

〔福田(篤)委員長代理退席、委員長着席〕

○田中(總)委員 語学研修は附帯業務
でよろしいと思います。協力要員の確
保の問題は、アジア地域だけに限定され
て、当面はアジア地域に重点を指向する
ことはもつともなことだと思ふのであ
りますけれども、全体としての協力要
員の確保、その教育と養成というよう
なことについて対策を立てなければ、
それでなくてもなかなか協力要員の確
保という問題はむずかしい。従つて、
もうこれはあらためて伺ひませんが、
資料等で拝見いたしますと、たとえ
ば海外へ派遣する技術協力要員は全体
で二百数十名というようになるとなる
わけなんです、幾ら割引しても、これは
日本製の平和部隊だと言ふのにはいさ
さかお粗末に過ぎるのではないかと。
かし、この間、井上部長にも出ていた
だきましたし、甲斐部長からもあるい
は参事官からも党の政審で事情を伺つ
たのでありますけれども、現地で指導
的な役割を果たせるような技術を身に
つけた人を確保するということはなか
なか金もかかるし時間もかかるという
困難さを感じておるので、私は、やは
り、この問題は、急速にはいかないと
しても、事業団というものができて実
行の中心になるということになれば、
この教育と養成を別個にというか、や
はりそういう専門の機関をこの事業団
の中に持つような考え方を今後検討を
進めてもらいたい。これは要望だけに
とどめます。

それから、二十条の四で、こまかい
ことになるのでありますけれども、「前
三号に掲げるもののほか、第一条の目
的を達成するため必要な業務を行なう
こと。」と規定しているのですけれど
も、これは、二十条の一、二、三とい
ふいろいろ書いてきて、さらに漏れたもの
をここで出されて拾ひ上げるといふ意
味の規定だろうと思ふのですが、この
二十四条の四に掲げられておる「第一
条の目的を達成するため必要な業務」
というものは、具体的にどんなことが
予定されますか。

○甲斐政府委員 本来のこの事業団の
業務ではございませんが、現在インド
ネシアから賠償研修生というのを預
かつております。これなどはやはり四
号で受けることになっております。そ
れからまた、この事業活動に関連しま
して、いわゆる広報活動をやらなけれ
ばならぬ。これなども四号で読んでお
ります。

○田中(總)委員 なお、細部にわたつ
ては、三十五条の交付金、これは三十
七年度はどのくらいお考えになってお
るのか伺ひたいし、さらに、附則の七
条で、現在の社団法人アジア協会の仕
事がこの事業団に引き継がれるのであ
りますが、その関係の細部についても
伺ひたい点があるのであります。あ
る程度資料が出ておられますので、そ
の点はもうあらためて伺ひません。

そこで、その事業団は、広報活動と
いうようなことも付随してあげられた
わけなんですけれども、役員の構成は
法律にはつきり理事何名とかいうよう
な形で出しておるのであります。大体
事業団としての職員は、海外へ派遣す
る協力要員というよりなものを別とし
て、それは大体どのくらいになる予定
なんでしょう。

○甲斐政府委員 三十七年度におきま
しては一応百十九名を予定しております。

○田中(總)委員 三十七年度の交付金
は幾らですか。

○甲斐政府委員 八千四百十七万円を
予定しております。

○田中(總)委員 このアジア協会の創
立されたときも当時私外務委員で
承知いたしておるのでありますが、そ
の後の事業内容のことについてもいろ
いろ批判があることは御承知の通りな
んです。そういう点からも、この事業
団の運営そのものについてもいろいろ
問題が私出てくるのじゃないかと思
うのであります。その点については
きょうはあまり伺ひたいしませ
ん。

そこで、この法案と関連いたしまし
て、経済企画庁からお見えただいて
おるならば、これは技術協力の面、政
府間関係のものでありますけれども、
あなたの方で所管になっておる例の経
済協力基金の関係ですね。本年度も基
金に産投からですか繰り入れて相当資
金が充てられるわけでありまして、
も、どうも、予算委員会の討議を見て
おりますと、昨年から発足したわけ
でありますけれども、協力基金の事業
内容についてあまり検討されていな
い。また、企画庁の方からも協力基金
の内容についてはあまり国会側にいろ
いろ資料その他の形で提出されること
も、要求がなかったから出さなかつた
のかもしれないけれども、あまり出
ておらないのであります。昨年度の
実績と本年度の大体計画のあらましと
いうようなものをこれに関連して伺
いたいと思ふのです。

○羽柴説明員 全体の基金の出資関係
につきましては、現在の資本金は百四
億ございまして、これが三十七年度に

おきましてさらに六十五億の政府出資
が行なわれる予定になっております。
これを合計いたしますと、全部で百六
十九億円となる見通しでございます。

そこで、昨年度、三十六年度におき
ましていかなる実績があったかとい
うことにつきまして御説明申し上げます
と、融資と出資とに分かれておるわけ
でございますが、融資といたしまして
は二件ございまして、一件は、アラブ連
合共和国のスエズ運河の浚渫工事の着
工準備資金といたしまして、これは水
野組が請け負つたのでございますが、
全部で三億三千万円という承諾金額に
なっておりますのでございます。それか
ら、もう一つは、ボリビアの国のカラ
ンガス銅鉱山の探鉱費でございますし
て、これは三菱金属工業株式会社がい
たしまして、金額は四億二千万円でご
ざいまして、合計いたしまして七億五
千万円というものが融資の内訳ござい
ます。次に、出資といたしましては、
北スマトラ石油開発協力株式会社でご
ざいまして、これにインドネシア共和
国の北スマトラ油田復旧開発のための
協力事業資金といたしまして出資して
おります。これが全体で金額といた
しまして四億円ということになってお
るわけでございます。それで、合計い
たしまして十一億五千万円ということ
に相なっておりますのでございます。

そのほか、第二次出資といたしまし
て、本年三十七年度におきまして、こ
の北スマトラ石油開発協力株式会社の
関係に対しまして三億五千万円を予定
いたしております。

そのほか、三十七年度の計画といた
しましては、いろいろな内訳が出て参
りまして、現在いろいろな検討をいた

しておるわけでございますが、大体内
談状況の要点を申し上げますと、全体
で二百八十億に上りますところの内
談が出て参っております。ただ、これ
に対しましては、全部が全部融資また
は出資をするということにはなつてお
りませんで、このうち必要な部分と
いうものにつきましてはこれから具体
化していくわけでございますが、現在
のところでは、出資金が百六十九億に
なりまして、全体として二百八十億
にわたるところの内談が来ておる、こ
ういう状況でございます。

○田中(總)委員 そこで、三十六年度
にやられたアラブ連合のスエズ運河の
浚渫工事の関係ですけれども、水野組
の内容等についても実は伺ひたいので
あります。いずれこれは後ほどでも
いいですから資料で一つ出していただ
きたいと思ひます。

そこで、三十七年度の投資計画に
ついて、申し込みを受けておるとい
うか、内談中のものが十六件で、基金か
らの期待額が二百八十億ですから上
るということなんです。そういう申し
込みは基金の方で直接もろろん受けら
れるわけなんですけれども、そういう
ことの最終決定については、これは基
金自体でやつておられるものでありま
す。基金法の内容も當時は見えておつ
たのであります。あるいは付属して
そういう審査機関というものが別に
できておるのかもしれないと思ふので
すが、その点はどういうことになりま
しょうか。今年の資金を入れますれば
百七十億近い資金量で、現在までに
出ているのは約その一割程度のもの、
あと百五十億程度のものがこれから活用せ

れるわけなんですけれども、そういう点から見て、これは、現実に融資なりあるいは出資なりされる時期に、政府から出されるということに、一応やはり従来の予算でまいった出資額というものは基金の方に組み入れられて、基金の方であるいは委託されるなり何なりという形で活用せられることだと思ふし、こういうようなものが投融資先の選定いかんによりますと大東亜共栄圏思想の一九六二年版だというようなことの非難も受けかねまじき結果になると思ふので、その点から、どういふことが対象になるかということもわれわれとしてもやはり国民にかわつて関心を持たざるを得ないのですけれども、その間の事情はどうでしようか。

○羽柴説明員 この海外協力基金で出資または融資をいたします案件は、まず市中銀行もしくは輸出銀行におきまして貸付が困難であるというような案件につきまして海外経済協力基金を使い、こういう建前になっておるわけでございます。もちろん各案件につきましては為替管理上のいろいろな許可というものは必要でございますが、この具体的案件につきまして、この経費を出すか出さないかということの決定は、経済協力基金の業務方法書に従ひまして、経済協力基金で独自に決定をいたすという建前になっておるわけでありませう。

○田中(蔵)委員 たしかこの基金の最高責任者は柳田さんでしたか、理事の顔触れを見ましても、そういう経済界の事情には精通された人を据えられておると思ふのです。これはもちろん政府との緊密な連絡は内面的にはおあり

なのだろうと思ふのですけれども、基金自体でやられるということになりますと、われわれはたまたま審議の機会に出される資料によつて基金が現実にごういような会社を通じてどういふ国のどういふ事業に対して金を出しているかというところを知りほかに方法がないわけですね。その点については経済企画庁として十分注意をいたしていただかないことには、賠償問題でも、先年インドネシア賠償の問題に關連をいたしましたように、日本の業者が賠償関係のものと結びついて、極端な言葉で言へば、国際的な汚職といふか、フィリピンでも問題になっていふような関係が出てくる。ことに、経済協力関係の資金の融通というふうな形で多額の国民の税金がそういう面に振り向けられることになる、これはわれわれが万々野党である関係からひがみじやないかとあるいは与党の諸君から笑われるかもしれないけれども、これは私はいろいろの問題を含むと思ふのです。この点については本題と直接関係はございません。関連してのこととありますから、警告を発する程度にとどめたいと思ふのであります。

そこで、最後に、科学技術庁の担当者がお見えでございますれば、これはほんとうは三木長官においでをいたしたい何というかと思ふのであります。先週委員会からおいでいただいたおたかといひますので、あるいは私が外務大臣との間で質疑応答を申し上げたので、私どもの考え方を聞き下さつておると思ふのであります。特に、科学技術庁は、海外への技術協力、技術援助、こういう点になりますと、結局海外へ派遣する協力要員の確

保については一番責任のある役所にならうかと思ふ。あるいはまた、海外の低開発国から日本で技術を修得したというふうな人々たちを受け入れてそれに教育をしていくというふうなことにしても、先ほど私事業団法の業務の中にそれを入れるという点を申し上げたのであります。これは科学技術庁として特に考えていただかなければならぬ問題にならうかと思ふのであります。これは大臣でないといふことは総合的な立場に立つたお考えを承ることはできないかと思ふのですけれども、憲法の前文に、日本は諸国民の公正と信義に信頼して自国の安全と生存を保持しようとした、このようにあります。これを対外的に考えれば、やはり同じような考えで、自国の安全を諸国民の公正と信義に信頼するということが全に寄与し、特に国際連合の平和、安全保持に協力するといふ責務がここから当然出てくると思ふのです。その平和憲法の趣旨、精神に沿つて、他の国の安全に寄与し、国連の平和、安全保障に貢献する道は、科学技術による奉仕だ、こういうことを私ども基本的に考えておるわけでありませう。そういう考へ方によつて海外技術協力というものも考へてはどうか。そういう点で、今度政府が出して参りました海外技術協力事業団法では、全く物足りないといふか、これには魂がない。低開発国の経済開発に対する援助、技術に対する協力ということですが、それが日本の貿易の伸長であるとか日本の市場拡大であるとかいうような面へのはね返りを期待しておると、その面を押詰めていく結果は、極端な言葉

を使えば経済侵略の尖兵的な役割を果たそうという意図があるのではないかと、留學生を海外に派遣するといふようなことで追われておつたのでございませうけれども、先ほど来、あるいは先日本のお話に出ておりましたように、日本が他国から教へてもらふ、あるいは他国からいろいろな協力を得るというかわりに、日本は日本としてやはり尽くせるだけのことは尽くす必要がある。単に個々のパターというだけであつて、田中委員がおっしゃいましたような精神にのつていふことを考へる必要があると思つておるわけでございます。

○島村政府委員 大臣からお答え申し上げるべき性質の問題だと思ふので、私のお答え申し上げますことで御満足いただけるかどうかと思ふのでございませうけれども、この事業団法に対する御批判の点は別にいたしました。少なくとも、前段でおっしゃいましたような点は、私どもその通りに考えておることでございます。科学技術庁といたしましては、科学技術の面を平和的に進めるといふことは、単に日本国内だけの問題ではなくて、広く、発展途上にある国々特に限定するまでもなく、すべての国々平和裏に手を結んでやつていくといふ必要があるといふことを痛感しておるものであります。

科学技術庁は、御承知の通り、生まれてまだそれ長い歴史を持つておるわけでございます。とりあへずの仕事といたしましては、戦後、立ちおくれおりましたわが国内部の科学技術を先進国に追いつくようにするといふことのためにそのほとんどの力を傾

注いたしております。対外的な面です。注いたしてあります。ここで議論になっておりましたような問題にいたしてしまつても、留學生を海外に派遣するといふようなことで追われておつたのでございませうけれども、先ほど来、あるいは先日本のお話に出ておりましたように、日本が他国から教へてもらふ、あるいは他国からいろいろな協力を得るというかわりに、日本は日本としてやはり尽くせるだけのことは尽くす必要がある。単に個々のパターというだけであつて、田中委員がおっしゃいましたような精神にのつていふことを考へる必要があると思つておるわけでございます。

○島村政府委員 大臣からお答え申し上げます。科学技術庁の立場において、いわゆる軍事的なものに離れた立場、全く平和的なベースにおいて世界の平和と後進国の開発に協力するといふ面では科学技術というものを持つていこうといふお考えをお持ちになつていられるかどうか、まずこの点を伺いたいと思ひます。

科学技術庁は、御承知の通り、生まれてまだそれ長い歴史を持つておるわけでございます。とりあへずの仕事といたしましては、戦後、立ちおくれおりましたわが国内部の科学技術を先進国に追いつくようにするといふことのためにそのほとんどの力を傾

注いたしてあります。対外的な面です。注いたしてあります。ここで議論になっておりましたような問題にいたしてしまつても、留學生を海外に派遣するといふようなことで追われておつたのでございませうけれども、先ほど来、あるいは先日本のお話に出ておりましたように、日本が他国から教へてもらふ、あるいは他国からいろいろな協力を得るというかわりに、日本は日本としてやはり尽くせるだけのことは尽くす必要がある。単に個々のパターというだけであつて、田中委員がおっしゃいましたような精神にのつていふことを考へる必要があると思つておるわけでございます。

○島村政府委員 大臣からお答え申し上げます。科学技術庁の立場において、いわゆる軍事的なものに離れた立場、全く平和的なベースにおいて世界の平和と後進国の開発に協力するといふ面では科学技術というものを持つていこうといふお考えをお持ちになつていられるかどうか、まずこの点を伺いたいと思ひます。

科学技術庁は、御承知の通り、生まれてまだそれ長い歴史を持つておるわけでございます。とりあへずの仕事といたしましては、戦後、立ちおくれおりましたわが国内部の科学技術を先進国に追いつくようにするといふことのためにそのほとんどの力を傾

おられるような技術協力というものに
つきましては、ともすれば、やはり、
日本の経済的発展、貿易振興、こうい
うような、きわめて近視眼的という
か、そういう誤解がありますけれど
も、そういう考え方が先に立ってこ
うい問題が提起されているように私
どもには受け取れるのであります。そ
の意味で、これは、岸内閣の当時、岸
前総理が東南アジアを訪問いたしま
して、これらの問題について東南ア
ジアの各国と触れられましたときに、若
干の国々との間には、技術セクター
あるいは技術援助についての二国間
の取り
きめが行なわれるような成果があ
つてきておるのでありますけれども、
岸さんの過去の経歴も聞いておる思
いますが、あたかも大東亜戦争当時
の大東亜共栄圏思想の再現ではないか、
こういうような非難を一部から受
けた。あるいはそれは誤解であつた
面もあるうかと思つておりますが、
どうも、この法案そのものを見ます
と、これを貫く基本的な考え方とい
うものが、われわれは、どうも、
出ていない点で、われわれは、
でも賛成するわけにはいかないの
であります。私どもとしては、従
来やつて参りました各省は、ばら
ばらに、特に低開発国に対する技
術援助を、今度は外務省の關係の
事業団に一本化したしまして、前
進させようとする点については、
従来、技術協力という点では、
これを通じて世界の諸国民に利
用せられるという一番大事な点に
欠けているのではないか。これを一
つ盛り

込でいたただけるならば、われわれ
は、これに賛成するにやぶさかでは
ないの
であります。

さらに、私どもが、今から約十年前
の第十三回大会で、きめた和衷政策
という考え方の上に立ちまして、ま
た、今
ジュネーブで軍縮会議が開かれて
おるわけでございますけれども、そ
うい
全面軍縮あるいはその軍縮へいく
段階として、前段に申し上げたよ
うな技術
協力の立場から見て、各国が軍事
費を
その意味においてセーブしたものを
、
連帯のもとに取り組まれるものに
金を
出すという形で、実質的に軍縮を
達成す
る道を開かれるのではないかと、
そ
うい
観点から見て、全体を通じてき
わめ
て、
わすかな、二兆五千億の予算に
比
まするならば、その〇・〇何
％に
たらないような零細な金額ではな
く、
私どもは、この軍縮の精神から
も
考へるならば、技術協力の財源に
、思
い切つて防衛関係の費用を漸次
削減
する形で振り向けていく、こうい
うこ
とは与党の諸君の賛成が得られる
なら
ば、できることなんです。しかし、
こ
の点
については、過日米の討議を通
じて
今日直ちに、そういう方向へ向
いて
賛成を
いただくわけには参らないとい
うこ
と、これに反対せざるを得ない
第
二点
でございます。

それから、第三点といたしまして
は、今度は、従来のアジア協会を
事業
団に引き上げまして、アジア協
会の
やつていた仕事を引き継いで、
そ
れに
新しいものを若干加へまして、
業
務を
展
望させようという点であります。す
で
にこの法案の審議にあつた
て
政府関係から提出されました
資
料に

ありますように、英米を初めとい
た
しまして、西ドイツ、ニュージー
ラ
ンド、オーストラリア、カナダとい
う
ような、経済的にはある意味から
い
うと、日本よりもはるかに劣つて
お
るような、政府の機関といたしま
し
て、政府直接の問題としてこの
技
術
協
力の問題が取り上げられてお
る
のでありますけれども、今度は一
つ
の前進
であるといふことは認めますけ
れ
ども、
そ
うい
う政府が直接の機構を政府部
内
に持つてこれを進めようとい
う
点に
お
いて、その構想が欠けておる
ま
すので、
従来からのわずかな前進は認め
ま
すけ
れども、その意味から見るならば、
わ
れ
われの理想としておるものに
は
遠
ざかかるといふことになります。
運
用
のいかんによ
り
ますと、
た
だ、
日本も最近
は
大
国意識といふようなことで、
池
田総
理あたりがいささかオーパー
な
もの
を持ち合わせているような心配
が
ある
ので、
そ
うい
う点から見て、この面か
ら
や
はり日本が新しい経済侵略を進
め
ようとするのではないかと、
い
う感
じを
特に東南アジア等の国々に
押
しつ
ける
危険性がある、こういふ点から
、
こ
の
点
については、私どもの意見を
い
れ
られ
て十分練り合わせて出して
い
た
だ、
こ
れを希望したいのであります
が、
ど
う
してもやはり今国会で成立
さ
せる
とい
うことではあります。遺憾な
が
ら
反
対せざるを得ないという立場
で
ござ
います。

以上をもつて私の討論を終わ
り
ま
す。
（拍手）

○藤下委員長 正示啓次郎君。
○正示委員 私は、自由民主党を
代
表
いたしまして、ただいま議題とな
つ
て
おります海外技術協力事業団
法
案に賛

成の意思を表明いたします。
田中織之進先生とはたまたま私
同
じ
界でございまして、先輩でござ
い
まして、個人的には非常に親しく
お
つき
な
さ
う
な、
こ
うい
う公の立場にお
き
ましては、まさに正反對のことを
お
し
上
げなければならぬのも、まことに
不
思
議な縁だと思つたのであります
が、
御
承
い
ただきたいと思つたのであり
ま
す。

申し上げるまでもなく、最近の
外
交
における経済問題の重要性はき
わ
ま
つて
お
り
ま
す。本国会におきまして、
別
途
在外公館諸君の在勤俸の改
正
とい
う
ふ
る多年のきわめて困難な
懸
案が解決せられて、この外交官
の
各位が海外におきましてわが
国
の
経済
的
利益の伸長のために日夜寝食を
忘
れ
粉
骨
碎
身
されておることに對し、
い
さ
さ
か
か
家
國
としてこれに報いること
が
あ
つ
た
こ
と
は御承知の通りであり
ま
す。
私
は
今
国
会
における一つの大き
な
エ
ポ
ック
を作つた仕事であつたと思
ふ
のであります。

今議題になつておりますこの
海
外
技
術
協
力の問題、これは、申し上げる
ま
でもなく、いわゆる開発途上にお
ける
諸
國
に對する経済協力は、今や世界
経
済
の発展と国際政治の安定のため
に
不
可
欠
の要件となつておることで
あ
る
のであります。一九六〇年代こそ
は
開
発
援助の時
代
であるといふ言われられてお
る
のであります。その中でも、技術
協
力は資本
協
力と相俟つてその強力な推進が
強
く
要請せられており、従来、わが
國
にお
き
ましては、技術協力は東南ア
ジ
アを
中心としてつとて行なわれて
参
り
ま
した。その実績についても国際
的
に相
当
高く評価されておることは御承
知
の通
り
であります。

従つて、われわれといたしまして
は、今後ともわが國の技術がこれら
開
発途上にある諸國の経済発展に
ま
さ
ま
す
大
きく寄与することを切に希望
し
て
お
る
のであります。

このような要請にこたへまして、
今
國
会に政府におきましてはいわ
ゆる
政府ベースの技術協力の体制を
拡
充
強化するために本案を提出され
ま
した。これも多年の懸案であり
ま
した。これも各省に關係するところ
が
根
が深く、なかなか根がからみ合
つ
てお
り
まして、これを切り取つて一本の
海
外
技術協力事業団という特殊法人を
設
立
することに踏み切ることが容易
な
ことではなかつたかと思つた。そ
れ
を
あ
えて踏み切られた英断に對し
ま
して、私どもは心から敬意と賛意
を
表
する次第でございまして、従来、
と
も
す
れば、各省各庁が、てんでんば
ら
ば
と
ま
ではあるいは言い過ぎかもしれ
ま
せんが、その中心をここに置くか
とい
うことの基本が固まらずして海
外
技
術
協力といふことを行なわれてお
つ
たの
でありまして、本事業団の発足に
よ
り
まして統一かつ効率的にこの技
術
協
力が推進されることになりました
こ
と、まことに時宜を得た措置であ
る
とい
ふわけざるを得ないと思つたので
あ
る
のであります。ただいま田中委員
が
言
われま
した一部
の誤解のごときは、技術経済とい
う
一
点に本事業団がその使命のすべ
て
を
さ
さ
げることによりまして、何ら問
題
なく解消するものと私はかたく
信
じて
お
る
のであります。

なお、以上のごとき本事業団の
重
要な使命にかんがみ、その積極
的
な活動
を推進いたしますために、關係
各
省
各
庁が今後一致協力して、この新
し
く産

成の意思を表明いたします。
田中織之進先生とはたまたま私
同
じ
界でございまして、先輩でござ
い
まして、個人的には非常に親しく
お
つき
な
さ
う
な、
こ
うい
う公の立場にお
き
ましては、まさに正反對のことを
お
し
上
げなければならぬのも、まことに
不
思
議な縁だと思つたのであります
が、
御
承
い
ただきたいと思つたのであり
ま
す。

従つて、われわれといたしまして
は、今後ともわが國の技術がこれら
開
発途上にある諸國の経済発展に
ま
さ
ま
す
大
きく寄与することを切に希望
し
て
お
る
のであります。

このような要請にこたへまして、
今
國
会に政府におきましてはいわ
ゆる
政府ベースの技術協力の体制を
拡
充
強化するために本案を提出され
ま
した。これも多年の懸案であり
ま
した。これも各省に關係するところ
が
根
が深く、なかなか根がからみ合
つ
てお
り
まして、これを切り取つて一本の
海
外
技術協力事業団という特殊法人を
設
立
することに踏み切ることが容易
な
ことではなかつたかと思つた。そ
れ
を
あ
えて踏み切られた英断に對し
ま
して、私どもは心から敬意と賛意
を
表
する次第でございまして、従来、
と
も
す
れば、各省各庁が、てんでんば
ら
ば
と
ま
ではあるいは言い過ぎかもしれ
ま
せんが、その中心をここに置くか
とい
うことの基本が固まらずして海
外
技
術
協力といふことを行なわれてお
つ
たの
でありまして、本事業団の発足に
よ
り
まして統一かつ効率的にこの技
術
協
力が推進されることになりました
こ
と、まことに時宜を得た措置であ
る
とい
ふわけざるを得ないと思つたので
あ
る
のであります。ただいま田中委員
が
言
われま
した一部
の誤解のごときは、技術経済とい
う
一
点に本事業団がその使命のすべ
て
を
さ
さ
げることによりまして、何ら問
題
なく解消するものと私はかたく
信
じて
お
る
のであります。

なお、以上のごとき本事業団の
重
要な使命にかんがみ、その積極
的
な活動
を推進いたしますために、關係
各
省
各
庁が今後一致協力して、この新
し
く産

成の意思を表明いたします。
田中織之進先生とはたまたま私
同
じ
界でございまして、先輩でござ
い
まして、個人的には非常に親しく
お
つき
な
さ
う
な、
こ
うい
う公の立場にお
き
ましては、まさに正反對のことを
お
し
上
げなければならぬのも、まことに
不
思
議な縁だと思つたのであります
が、
御
承
い
ただきたいと思つたのであり
ま
す。

申し上げるまでもなく、最近の
外
交
における経済問題の重要性はき
わ
ま
つて
お
り
ま
す。本国会におきまして、
別
途
在外公館諸君の在勤俸の改
正
とい
う
ふ
る多年のきわめて困難な
懸
案が解決せられて、この外交官
の
各位が海外におきましてわが
國
の
経済
的
利益の伸長のために日夜寝食を
忘
れ
粉
骨
碎
身
されておることに對し、
い
さ
さ
か
か
家
國
としてこれに報いること
が
あ
つ
た
こ
と
は御承知の通りであり
ま
す。
私
は
今
国
会
における一つの大き
な
エ
ポ
ック
を作つた仕事であつたと思
ふ
のであります。

今議題になつておりますこの
海
外
技
術
協
力の問題、これは、申し上げる
ま
でもなく、いわゆる開発途上にお
ける
諸
國
に對する経済協力は、今や世界
経
済
の発展と国際政治の安定のため
に
不
可
欠
の要件となつておることで
あ
る
のであります。一九六〇年代こそ
は
開
発
援助の時
代
であるといふ言われられてお
る
のであります。その中でも、技術
協
力は資本
協
力と相俟つてその強力な推進が
強
く
要請せられており、従来、わが
國
にお
き
ましては、技術協力は東南ア
ジ
アを
中心としてつとて行なわれて
参
り
ま
した。その実績についても国際
的
に相
当
高く評価されておることは御承
知
の通
り
であります。

従つて、われわれといたしまして
は、今後ともわが國の技術がこれら
開
発途上にある諸國の経済発展に
ま
さ
ま
す
大
きく寄与することを切に希望
し
て
お
る
のであります。

を上げようとする事業団の発展のために御尽力あらんことを切に私はお願いする次第でございます。

以上の趣旨を申し述べまして、本法案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

○森下委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森下委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任いたしたいと存じますが、いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十七分散会

〔参照〕

海外技術協力事業団法案（内閣提出第九二号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

〔参照〕

昭和三十七年四月二十四日（火曜日）

外務委員打合せ

午前十時十一分開会

○森下委員長 これより外務委員打合会を開会いたします。

沖縄に関する問題について、ただいま琉球立法院議長の長嶺秋夫君、琉球立法院議員の大濱国浩君、同じく平良幸市君の御出席を得ましたので、その御意見を承りたいと存じます。

三君には御多忙中にもかかわらずわざわざ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。これより沖縄に関する問題について御意見を承りたいと存じます。

琉球立法院議長の長嶺秋夫君にお願いいたします。

○長嶺秋夫君 ただいま御紹介にあずかりました長嶺であります。

本日は、会期末でいろいろと日程が込んでいますので、わざわざ私たちのためにこのような打合会を催していただきまして、ほんとうにありがとうございます。なおまた、本土の国会における沖縄問題の推進者であります当委員会の委員の皆様、沖縄問題については常に御配慮いただきまして、その御熱情、御努力に対し、ここにあらためて敬意を表し深く感謝の念をささげたいと思っております。

今回私たちが上京いたしましたのは、アメリカの沖縄新政策が発表されまして、それによりまして特定措置が今後行なわれるのでありますが、その大統領声明の第四項になっておりますところの、「昨年池田首相がワシントンを訪れた際、同首相と私が討議したごとく、琉球住民の安寧と福祉及び琉球の経済開発を増進するための援助の供与について、日米間に協力関係を

実施するための明確なとりきめを作成すべく、日本政府と討議を開始すること」と、こういふふうになつておるのではありません。この項目によりまして

近く東京において日米間の討議がなされるようであります。このときに際しまして、私たち沖縄住民の意向と意思を本土の政府並びに国会にお伝えいたしまして、極力沖縄住民の要望を実現させていたいただきたい、かように存じておるわけであります。

今回のアメリカの新政策を考えます前に、一応今日までのアメリカの施政についての变化を考えてみたいと思っております。

五二年に琉球政府が設立された当時は、御承知の、スキップ指令と申しますか、極東軍指令と申しますか、これによりまして、アメリカは沖縄を無期限に保有する、そうして戦前並みの復興をさせる、それ以上のことは沖縄住民の力ではなすべきで、アメリカの援助は受けたいこと、こういう意味合いのものが今から十年前のアメリカの沖縄統治の方針だと見ております。その後、五七年、今から五年前に大統領行政命令が出まして、それによりまして、極東の緊張の続く限り沖縄を保持する、さらに、健全な琉球政府の発展を助長し、住民の福祉の向上、生活の向上にアメリカは努めねばならない、

こういふふうになつております。それから今回の新政策になつておりますが、これは、御承知の通り、アメリカの沖縄統治を継続するのは軍事上必要である、こういふふうになつております。さらにまた、沖縄の問題に對しましては、アメリカは日本政府と相談をして解決していくのだ、こういふふうに変化しておるものと見ております。つまり、琉球政府が設立されまし

てから、スキップ指令、あるいは前大統領行政命令、今回大統領声明による行政命令の改定、こういふふうにより質的に変化しておるものと私たちは考えておるのであります。

まず、今回の私たちが本土政府並びに本土国会にお願いいたします基本法的な考え方といえますが、それは、大統領声明にも述べられております通り、琉球住民の要望と日本側の要望を考慮した、また今後も考慮を払うということになつておるわけであります。

すなわち、琉球住民の要望は、日本国民としての身分の確保、日本の経済及び社会福祉上の恩恵の享受、それから、琉球住民自身の問題を処理するにあつて今までの以上の発言権を有したい、この三つが沖縄側の要望であるわけでありまして、日本国民としての身分の確保、日本の経済・福祉を同様に受けるための自治権の拡大、こういふことと、本土側の日本国民が琉球にいる同胞と緊密な関係を保持したいというこの日本側の希望、沖縄側と日本側の希望を考慮に入れて、そして今回の新政策を樹立して、以下これこれのことを実施していくんだというふうになつておるわけでありまして。

それによりまして、琉球が日本国土の一部であることを認め、自由世界の安全保障の立場から琉球が完全に日本の主権のもとに復帰が許される日を待望する、こうなつておりました。私たちが念願しておりましたところの施政権の返還への方向を示したものだと思ひまして、異常な期待をいたしておるわけでありまして。さらにまた、琉球列島

が日本の施政下に復帰することになる場合、それに伴うズレを最小限にするため、幾つかの特定措置を取るよう指令した、こうなつておりました。これによりまして、私たちは、この際まさに復帰体制を整える準備期に入つたものだと思ひをいたしておるわけでありまして、今回の私たちの要請はこの基本的な考えに立ちまわつていろいろとお願いをしていくわけでありまして。

まず、何としましては、施政権の返還が最終の目標でありまして、これによつて沖縄の問題はすべて解決していくというところになるわけでありまして、現在の国際情勢、その他の事情より、すでに施政権の返還というのはなかなか困難であります。従つて、施政権が復帰するまでの間の努力というところが、今後私たちに課された課題であります。もちろん、沖縄が祖国日本の自由陣営の一つとして最も重要な基地であることは認識しております。なおまた、祖国と同様に米國に協力することには変わりはないのであります。しかし、自由陣営の一点である防衛の地点であることや、あるいはアメリカに協力することからして、いつまでも特殊な自治権といふことが、これが狭められて、いつまでも沖縄だけが犠牲になることは考えられないのであります。沖縄の人は、今日まで八十年になる十分な自治能力を備えた住民であります。で、基地に關係しない面は最大に自治権を許してもらひまして、つまり、施政権を琉球政府に移譲する、これがすなわち施政権返還への準備として一つの段階であると考えまして、強く施政権の返還を訴えると同時に、自治権の拡大を訴えるゆえんであ

りまして、さらにまた、今後日本政府がアメリカ政府と沖縄の問題を処理するための会談に互いに相提携していくためには、どうしても本土側が沖縄の実情あるいは沖縄住民の意思を的確に把握していかなければならない。そういう意味からは、沖縄住民が本土国会に参加したとして、沖縄住民の意思を反映させることが当然考えられるのだというふうに思ひまして、一昨年来この国会参加の要請をお願いもしておるわけでありまして、今回も、当立法院におきましては、施政権返還の決議と国会参加要請の決議をいたしましてお願いをしたわけでありまして。

施政権返還につきましては、われわれ立法院側の意向をよくおくみ取り下さいます。去った国会におきまして第四回目の決議をしていただき、国民並びに政府、国会が大きな力となりまして今後沖縄施政権返還に努力していただきましてことに申し大へん期待をいたしておるのであります。何とぞ、今後これに対して具体的な方策を立てていただきます。つまり、今回の日米会談を通して、沖縄住民の安寧、福祉、経済開発の経済援助、という面から実質的に日本の施政がだんだん及んでいくという方向に持っていったらだいたいと思うのであります。本土政府の制度をそのまま沖縄に適用するということは、これは法制上非常に困難ではあります。実質的に同じ内容でもって沖縄のそれぞれの問題を解決していくという政策がこの際打ち立てられねばならないと、私たちは現地沖縄において期待をいたしておるわけでありまして。

国会参加につきましても、日本人

である沖縄の住民としては、この際住民の意思を国会に反映すべく、本土国民と同様な憲法のもとに同様な恩恵に浴していくために、どうしてもここに代表として国政に参加いたしまして住民の意思を反映したい、こういうふうな熱望を持っておるわけでありまして、これも、実際問題になります。法制の面やあるいは運営の面からなかなか困難な点があるわけでありまして、先日清瀬議長殿を訪問いたしまして、この件につきましていろいろ御教示を得たのであります。今日までは、ただ要請決議をいたしまして国会にお送りしたばかりでありまして、正式に国会としてこれを取り上げて御審議あるいは御検討していただいたということ、は、事務的にまだであつたようでありまして、そこで、諸願の手続をとつてこの問題を進めたらどうかというふうな御教示があつたわけでありまして。これにつきましては、さつそく、歸りました上にいろいろ検討を加えまして、その御教示に従ひまして次の段階へ進みたいと思つたのであります。いずれにいたしましても、沖縄住民側といつたしましては、何かの形において本土国会に沖縄住民の声を伝えたい、こういう熱望を持っておるわけであり

次に、経済援助の面であります。これも、先刻来申し上げております通り、援助を通して日本の主権が徐々に沖縄に及んでいくという形をこの際とつていただきたいと思います。すなわち、制度そのまゝの適用というものは困難でありますから、その制度の内容を同一にしまして、いろ

いろあるでありまして、われわれがこの際特にお願いを申し上げたい点は、国土が日本の国土の一部である、そこに住んでおる住民は日本国民である、こういう基本的な考えからいたしまして、大事な国土保全の面は、この際本土の各国土と同じように本土政府で見ている措置をとつていただきた

い。そのための援助をお願いいたしたいと思つた。こういう問題はアメリカ側でも十分御理解がいただけるのじゃないかと思つたのであります。大事な国土であります。その国土を守る保全の措置は本土政府で受け持つていただく、援助を受け持つていただく。あるいは、大事な日本国民を沖縄において現に真剣な態度で養成しております。国民の義務教育を施しております。これも本土の各府県同様に義務教育費は本土政府で持つていくという類のごとき、この際本土政府の主権が徐々に沖縄に及んでいくような体制に、すなわち、返還準備の体制をとつていただきたと思つたのであります。

なおまた、本土の各府県並みに沖縄の生活民度を引き上げようというのが基本になつておるようでありまして、今日の状況では類似県と比較いたしましてもはなはだ差があるわけでありまして、この際本土の基準によりまして沖縄の実情をつぶさに御調査に相なりまして、すなわち、十数年間おくれまして、このころの沖縄県の振興策をこの際本土政府においてお立ていただきました。その恒久的な基本政策にのっとりまして沖縄の振興をはかつていく、それに応じて、日米間の話し合いによりまして沖縄への援助を施していくという態度でこの際臨むべきものである

ということを、私たちは大統領声明を通して理解しておるのであります。何とぞ、国会におかれまして、沖縄住民のこの意思を十分御検討いただきた、かようにお願いを申し上げます。次第であります。

なお、細部にわたりますは他の代表からも補足説明がござります。よろしくお願い申し上げます。

○森下委員長 次に、琉球立法院議員、大濱国浩君にお願いいたします。

○大濱国浩君 私、大濱国浩でございます。

国会開会中最もお忙しいところを、われわれ沖縄住民代表の声を聞いていただきましてために外務委員会の打合せにわれわれを呼んで下さいましたことにつきまして、衷心ありがたく感謝申し上げます。

私は簡単に自治権拡大に關することにつきまして申し上げたいと思つた。このたびのケネディ大統領の声明によりまして、自治の拡大並びに施政の面においても幾らかの改善がございまして、なおそれでは不十分でございまして、われわれは、いづれは漸次自治の面あるいは施政の面におきましても改善されるものだという確信を持っておるものでござります。今後ともなお継続的に積極的、この自治並びに施政の面において、次に申し上げます諸対策につきまして努力をしていききたいという決意を私ども持つておるような次第でございます。このたびの日米会談において、本土の国会議員の皆様方並びに政府の方々におかれましては、次に申し上げます諸対策につきまして、自主性を持つて、積極的な態度をもつて対処せられ、われわれの念

願を必ず具現していただきますようにお願いを申し上げます。

最初に、主席公選の早期実現でございます。沖縄住民の自治に制限が加えられておる実情にかんがみまして、任命主席の制度を廃止しまして、主席を公選制に持つていくようにしていただきたという要望でございます。

次に、プライス法のワークを撤廃し、琉球政府の自主的運営ができるような配慮と、琉球政府財政を圧迫する対応費の廃止に努めていただきたといふことでございます。このたびプライス法のワークが広げられて、来年度は千二百万ドルのワークになるというところも聞いております。漸次増大しまして二千五百万ドルから三千万ドル程度になるというふうなこともわれわれ新聞を通して聞いております。しかしながら、プライス法による援助費はひもがついておまして、われわれ琉球政府でやりたい仕事以外のものに対応費を持つていかなければならないというふうな実情にありまして、結局琉球政府の自主性に基かない予算が編成されることになるのですから、こういった面につきましてもぜひ一つ配慮をしてもらいたいというふうな念願でございます。

三番目に、対琉援助の実施面については、日米琉で総合調整できるような機関を設けていただきたこと。このたびの日米会談は大綱についての話し合いでござりますので、これが執行の面にあたりましては、琉球政府、日本政府、アメリカ政府が一緒になりまして、そこでもって総合調整をいたした

まして、その執行の面に万全を期して
いたゞくような機関を設置してもらい
たいという要望でございます。

四番目に、ケネディ大統領が米議会
に提出する新計画については、琉球政
府の意見が反映されるようにしてい
たゞたい。大統領声明の第二項にお
きまして、ケネディ大統領は、琉球の
民生五カ年計画に基づきましてアメ
リカの議会の方に琉球側の計画を支持
援助するよう要請するというようなこ
とがございすものから、今後必
ず琉球側の意見がアメリカの議会に反
映されましてこれが実施されるよう
にしていだゞきたいという要望でござ
います。

五番目に、施政上の要望について申
し上げたいと思ひます。

(イ) 行政命令を拡張解釈することな
く、正確な解釈に従って現行布告・布
令の政令をしていだゞきたいこと、立
法院の立法権限を大幅に拡大してい
たゞきまして、高等弁務官の拒否権を
できるだけ制限してもらふこと、琉球
の法体系が二重制度になつており、そ
れから来るところの混乱をできる限り
なくするといふような方面に持つてい
きたい、こゝろいふような希望を持
つておられます。

こちらの(イ)米国民政府所管の各公
社、琉球銀行、民需石油、民間貿易、
外資導入並びに旧国県有財産の管理の
琉球政府への移譲の要望でございます
が、立法、司法、行政の三権を政權者
が持つております関係上、大統領行政
命令が拡張解釈をされまして、当然琉
球に移譲される、あるいは移管される
ところのものであつても、彼らが布
告・布令によつて握つておるといふの

が沖縄の実情でございます。

(ロ)の方で、渡航等個人的自由の尊重
でございます。日本本土への渡航に関
し、布令一四七号、沖縄住民の旅行に
関しこれを改正してもらふように要望
するものでございます。なお、日本渡
航に關しては、琉球政府にその管轄を
移管してもらふように、最もこちらで
申し上げたいのは、思想調査のものを
なしておるところの補助申請制度も廃
止していただくように要望申し上げた
いのでございます。

(ハ)の方で、高等弁務官の文官への切
りかへでございます。このたびの大統
領行政命令によりまして、われわれ沖
縄側の要望したところの高等弁務官は
そのまま存置されておりますが、高等
弁務官の権限の一部を移譲しまして、
文官の民政官を設置しておりますが、
その文官の民政官を設置したその趣旨
を生かすために、高等弁務官の権限を
大幅に民政官に移譲していただきたい
といふところの要望でございます。実
質的には、結局高等弁務官の持つて
おつたところの権限が移譲されるだけ
でありまして、ただ軍人が文官になつ
たといふような感じがするやうなふ
うに考えられる節があるのでありま
す。

(ニ)の方で、米国民政府の機構と機能の縮
小、この方も、できるだけ、琉球政府
でできるところのものはすべて琉球政
府に移譲してもらひまして、民政官の
機構並びにその機能を縮小してもらひ
たいといふのがわれわれの要望でござ
います。

(ロ)の方でございますが、法案等の民
政府との事前調整の廃止、これも、結
局、大統領行政命令を拡張解釈いたし

まして、琉球の政府が立法勸告する前
にその立法案につきまして米政府の方
と調整をしてなければ立法院の方へ
勸告ができないといふやうな実情にあ
るのであります。本土におかれまして
は終戦直後さういふたやうな御体験も
なさつておると思ふのであります。が、
まだ沖縄にはさういふたやうな実情が
あるのでございます。

(イ)の方でございますが、民裁判権の
拡充でございます。米軍犯罪処理の不
明瞭さが沖縄住民に民の不満を買つてお
るといふやうな実情にかんがみまし
て、どうしても公務以外におけるところ
の米軍人軍属の犯罪に対するところ
の捜査権あるいは裁判権等を琉球政府
に移してもらひたいといふ切なる要望
でございます。

(ロ)の方でございますが、行政副主
席は、行政主席が立法院の承認を得て任
命するやうにすること。現在は行政副
主席は軍の方で任命することになつて
おります。このたび、行政主席は立法
院が指名する者を軍の方で任命するこ
とにはなつておりますが、それでも、
ただし書きがありまして、ただし、高
等弁務官が承認する者でなければ任命
しないといふただし書きがあるのでご
ざいます。

(イ)の方でございます。日琉両政府の
人事の交流でございます。大統領声明
によりましてアメリカ並びに本土政府
におかれましては大幅の援助がなされ
ることになりまして、この大幅の援助
をいかに消化し、運営していくかとい
うことは、今後におきまして琉球政府
に課されたところの大きな問題でござ
います。どうしても、援助におきまし
ては、本土政府の御指導御援助によら

なければ、今後において琉球の援助を
のものの実を結ぶことに相当な困難
を来たすものではないかといふ懸念を
持つものでございますので、さしあた
り、税関あるいは裁判官、こゝろい
やうな人事面からでも交流が早目に
きていけばいいといふやうなわれわれ
の要望でございます。

以上、はなはだ簡略でございました
が、終わらせていただきます。

○森下委員長 次に、琉球立法院議員
平良幸市君にお願いします。

○平良幸市君 平良でございます。

本日はわれわれが沖縄県民としての
立場から祖国政府の關係各省に要請
いたしましたことを国会の先生方に申し
上げまして御協力を得る機会を与えて
いただきましてことを幸ひに思ひまし
て、御礼を申し上げます。

私は主として援助拡大に関する要請
について簡単に御説明申し上げたいと
思ひます。なお、相関連いたしますの
で、施政権の返還について多少補足を
いたしたいと思つております。

例のケネディ声明で、大統領は、琉球
が日本国土の一部であることを認め、
琉球が完全に日本の主権のもとに復帰
が許される日を待望していると述べて
おりますが、このことは、平和条約第
三条前段にうたわれております「合衆
国を唯一の施政権者とする信託統治制
度の下におくこととする國際連合に対
する合衆国のいかなる提案、このい
かなる提案も行なわれないこと」の意
思表示であると解釈できると思ふのであ
ります。従ひまして、祖国政府がこの機
会に沖縄に対する施政権の復帰を具体
的施策をもつて強く要求していただ
くのであれば、われわれ沖縄県民の悲願

であります祖国政権下への復帰は近く
実現されるものと期待いたしまして、
今回の日米会談におきまして政府が力
強く折衝して下さるようお願いいた
したのであります。幸ひに、国会にお
かれましては、われわれの強い要望に
こたえられ、施政権復帰について政府
が最善の努力を払ふよう全会一致の決
議をもつて政府に要望していただきた
したが、その全会一致の要望決議にこ
たえて政府が具体的にどのような措置
をとられたかが現段階において不明で
あります。これはまことに遺憾に思ふの
であります。われわれ沖縄県民の氣持
を率直に申し上げますならば、戦後
で十七カ年、もはや決議の段階では
なくして、復帰体制への具体的スケ
ジュールをお立てになつてそこへ進ん
でいただくべき段階ではないか、こゝ
ろ思ふのであります。

そゝろいふ見解に立ちまして、復帰実
現までのいゝゆる援助拡大について申
し上げますと、大統領声明にありま
すように援助拡大は、琉球列島が日本
の施政権下に復帰することになる場合、
それに伴うズレを最小限にするため
にとられる特定措置の一つであると解
釈いたします。従ひまして、祖国政府
からの援助は、あくまで施政権と関連
づけ、援助拡大に伴う潜在主権が次第
に顕在していくやうな方になるもので
あるとわれわれは大きく期待いたしま
すと同時に、米國からの援助は、沖縄
県民に希望と安心感を与える措置を講
じて、自治権の拡大に伴う経済援助で
なければならぬ、こゝろいふことも今
回の日米会談において米側に理解させ
ていただくことをお願いいたしたので
あります。日米両政府からの援助は、

沖縄復興のための責任遂行という立場を明確にさせていただきたいのであります。

大統領は、先刻申し上げました、琉球が完全に日本の主権のもとに復帰が許される日を待望していると述べました。その次に、「それまでの間は、すべての当事者が寛容と相互理解の精神にのっとり対処しなければならぬ事態にある。」と述べております。このことは、平和条約第三段階にありま

す「行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」という一方的権利主張から、互譲の精神を基礎にしなければならぬという考え方への前進だと解釈いたします。従いまして、今回の日米会談におきまして、祖国政府が自主的な意欲的な立場に立たれて沖縄に対する諸問題の解決に強力な折衝をしていただくものとわれわれは大きく期待するものであります。特に人権擁護の問題あるいは社会保障制度の確立の問題等、大きな期待を寄せております。なお、今回こそ、五十億近く

の要求が十億をこらに減ぜられるというあり方ではないものとわれわれは大きく期待をいたしておるのであります。従いまして、この機会に、アメリカの施政権下にある沖縄住民のための援助を、一地方自治団体である沖縄復興のための計画樹立の立場に立つて、綿密なる実態調査の上、琉球政府を御指導、御援助下さいまして、沖縄県民自身の立ち上りの意欲を高めるための沖縄復興計画を樹立させていただいて、今回の援助拡大を復帰体制への基礎作りさせていただきたいのであります。もちろん、われわれといたしまし

ても、外交折衝のむずかしさにもかかわらず、ないでもありませんし、原則論のみで物事の解決ができるものでもないというところも十分承知いたしております。が、沖縄県民としての立場から以上のことをこの機会に強く申し上げずにはおれないのであります。

具体的な詳細な点につきましては調査の結果になるかと思うのであります。が、われわれが強くお願いいたしたい具体的なことは、お手元にありますものをかいつまんで申し上げたいと思います。

日本国民としての義務教育が行なわれております以上、義務教育費の政府負担と、立ちおくれしました科学教育、技術教育振興のための設備充実費に對しての特別な御配慮と、教育研究機関の拡充強化であります。

二番目に、日本国土の一部であります以上、現在手をつけておりますところの土地調査の早期完成への経費と技術の援助であります。戦争ですべての土地台帳をなくしましたので、正式な土地調査を今開始したばかりであります。それと、国土総合開発計画等全国的な計画の中には、常に沖縄県を包含させていたいただきたいのであります。

三は、先ほども説明がございました国土保全のための工事費の政府負担と、技術の援助と、気候風土等地理的条件に適した産業開発のための研究機関の拡充強化に対する援助であります。四番目に、産業振興のための資金を政府金融機関から融資できるように措置を講じてもらいたい。五は、社会保障制度を本土のそれぞれの制度に直結できるように確立をさせ、その経費を援助してもらいたい。

現状は、社会保障制度におきましては、失業保険の制度、生活保護の制度以外には見るべきものはないのであります。元来貧乏県でありました上に、戦争被害が大きかったために、最も必要なこの社会保障制度が最も貧弱であります。現状は、人権擁護の問題とともに、文化国家の国民としての処遇を受けていないのではないかと思います。最も遺憾に思ふ点であります。

六番目に、国民所得が年々増大している形になっておりますが、都市地区と農村地区との格差は大きいのであります。特に地方農村の財政は火の車でありま。自治省におかれまして、これまで沖縄の市町村長会等いろいろと御指導いただいたのであります。今後、十分なる調査御検討の上、市町村財政への援助の措置も講じてもらいたいののであります。

以上申し上げました趣旨を御理解いただきまして、国会とされまして、政府特に外交御当局を御鞭撻下さいまして、今回の日米会談を沖縄の施政権復帰に備えての記念すべき第一回会談にしていただいて、われわれ沖縄県民の要望が実現できますよう特別な御配慮を心からお願ひ申し上げまして、私の説明を終わります。

○森下委員長 以上で三君からの御意見の陳述は終わりました。

○森下委員長 この際、帆足計君より発言を求められておりますので、これを許可します。帆足計君。

○帆足委員 沖縄立法府の代表の諸兄には十一時にきょうはふるさとに向け

て、幾多切実な御要請を承りました。私も外務委員一同深く感銘いたしましたので、同僚議員各位とともに、御礼も申し上げ、また、いろいろお尋ねをいたしたのでござい。時間がございませんで、一、二点だけお尋ねいたします。

政府の発表によりますと、たとえば個人の渡航の自由も非常に改善されまして、ほとんど渡航不許可というよりなことはないとお話をござい。たけれども、ただいま伺いますと、補助申請という複雑な制度がございまして、まあまあめんどろなことに引つかると困るから渡航を控えておこうという気持ちも強いというふうなことで、必ずしも政府当局が皮相的に見て樂觀されておられるような状況では過去に

おいてはなかつたと思ふのです。今後どういふふうになりますか、今ちょうどボーダー・ラインのときでござい。ますから、この機会に渡航の自由等の問題も大幅に緩和されることをわれわれ期待しております。過去においては政府が樂觀的に見られた通りの実情でなかつたように観察いたしますが、補助申請というのはいくらのことであつたかということ、それから、沖縄の皆さんが日本の国政に参加する

という要求を出されておることは当然のことでありまして、私も国会としても直ちにこの問題を研究し、それに向かつて前進するように努力せねばならぬと思ひますけれども、選挙について沖縄の方々からいろいろいうお考え方をなさつておられるか、御研究の過程でござい。ますけれども、御意見があらましたら伺つておきたい。

○長嶺秋夫君 ただいま渡航の問題について、御質問がございましたが、以前よりはだいぶ緩和はされておるとは思いますが、やはり、それにしまして、補助申請等を要求される方もあります。私たちが考えておりますのは、一応出入の管理ということでは今の情勢においては必要だろうと思ふのであります。これを何とか手続の簡素化をはかつて、あるいはその身分については市町村長の身元の証明ですぐそれが発行されるようにというふうな、何か簡略な方法がないものかと実は考えておるわけであり。ます。補助申請を要する者は、主としてその人のおい立ちから過去の行動、現在に至るまでの一切がつかい。を記録するようであり。ます。そうして、もしそれに誤りが発見されたとか、もしその申告をしたというときには今後いかなる罰でも受けるというふうな意味合いの補助申請であります。これには非常に綿密な記録が要するようであり。ましてほとんど自分の過去の一切を記憶して出してくる、誤りが出たら、あとまた聞かされるのじゃないかというふうな懸念があるわけであり。ます。それと同時に、補助申請というのがあるからには、自分もそういふふうなことになるんじゃないかというふうな前もつての心配で、勢い渡航したい者でも渡航を控えるというふうなことも出てくるのじゃないかというふうな思われるわけであり。ます。次は、国会参加についてであります。が、これは、実は、私たちの方でも、ただ本土国会に国民の権利といたしましてお願いをしているだけであり。まして、具体的にどういふ方法でというこ

とはまだ検討は十分いたしておりません。ただ、私たちの願わくは、何とかして現状において最も可能な、法的にも運営の面でも支障のないような形で代表をこっちの方に送らしていただくわけにはいくまいか、一応はそういうふうな簡便な方法をとった上で、後ほどにまた個々の公選法とかあるいは国会法などの改正と相待って本式なわれわれといたしましての参加をいたしたい、さしあたりは何とか便法で沖縄住民の声を聞くというよりな意味合いの制度に持っていくものかというように考えておるわけであります。

○森下委員長 立法院議長長嶺君、同じく立法院議員大濱君、平良君、三君には御多忙中にもかかわらず貴重な発言を承り、まことにありがとうございます。委員長より厚くお礼を申し上げます。これにて散会いたします。

午前十一時八分散会

昭和三十七年四月三十日印刷

昭和三十七年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局